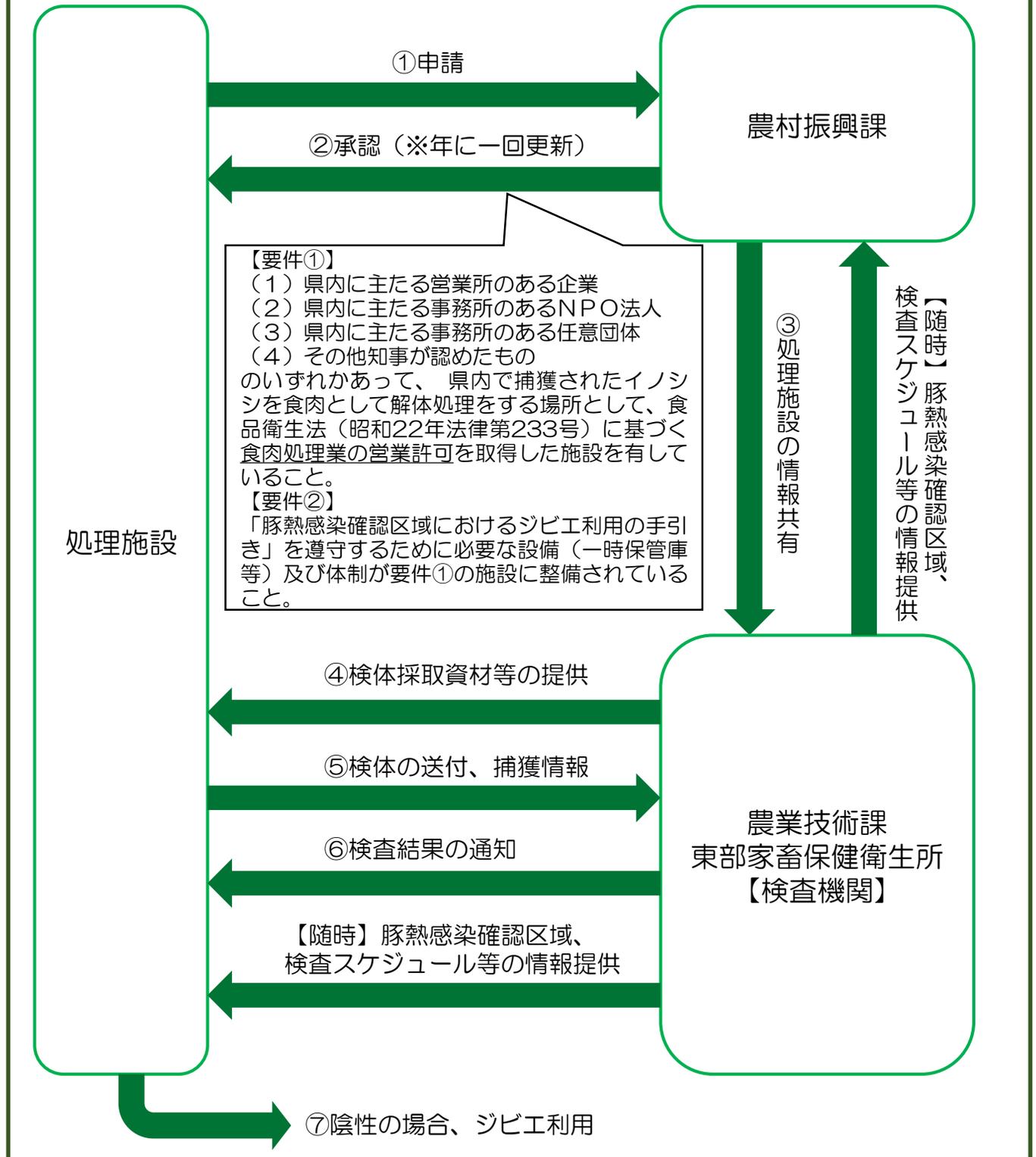


手引きを踏まえた富山県内のジビエ利用の運用について

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用時のサーベイランス実施要領」

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づき、県内の豚熱感染確認区域において、処理施設事業者等が家畜防疫及び食品衛生の観点から安全性が確保された野生イノシシをジビエ利用するためにサーベイランスの検査を受ける際に必要な手続等の事項を定めたもの

処理施設がPCR検査を受ける手順



1 申請

処理施設がサーベイランスによる検査を受けるためには、あらかじめ県へ申請し、承認を受ける必要があります。（実施要領第3条）

申請に必要な書類

- (1) 検体提供承認申請書（様式第1号）
- (2) 申請者及び処理施設の概要（様式第1号別紙）
- (3) 食肉処理業の許可証の写し
- (4) 食肉処理業の営業許可を取得後にイノシシを扱うために変更した場合は、変更届の写し

2 承認

県は、申請内容についてヒアリングを行い、申請者が下記の要件を満たしていれば、承認し、申請者に対して承認書を交付します。（実施要領第4条、第5条）

承認要件

- (1) 以下に掲げる項目のいずれかに該当し、県内で捕獲されたイノシシを食肉として解体処理をする場所として、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食肉処理業の営業許可を取得した処理施設を有していること。
 - ア 県内に主たる営業所のある企業
 - イ 県内に主たる事務所のあるNPO法人
 - ウ 県内に主たる事務所のある任意団体
 - エ その他知事が認めたもの
- (2) 手引きを遵守するために必要な設備及び体制が前項の処理施設に整備されていること。

承認の有効期間は承認の日から1年間です。（実施要領第9条）

3 公表

県は承認を受けた事業者等の名称、処理施設の名称及び所在地等を公表します。（実施要領第6条）

4 承認の更新

承認の期間を更新するときは、承認の有効期間の2か月前から1日前までに、県が実施する処理施設の現地確認及び指導を受けなければなりません。（実施要領第7条）

承認を更新した際の新たな有効期間は、現に受けている承認の有効期間の満了の日の翌日から1年間です。（実施要領第9条）

5 変更事項の届出

承認を受けた事業者等が、申請内容を変更しようとする場合は、変更事項届出書（様式第3号）に変更内容が確認できる書類及び承認書を添付して県へ提出してください。（実施要領第8条）

6 承認の取消し

承認を受けた事業者等が下記のいずれかに該当する場合は、承認を取り消します。（実施要領第10条）

承認取消し事由

- (1) 提出された書類の記載内容等に虚偽が判明したとき
- (2) 手引きその他規定への不適合が判明し、相当の期間を定めて改善を求めても改善されないとき
- (3) その他知事が承認を取り消すことが適当と認めたとき

7 検査の実施

サーベイランスによる検査に供する検体の採取等は、県の指導に従って実施しなければなりません。（実施要領第11条）

検査は、原則毎週水曜日に検査機関にて実施します。検査対象となるのは検査前日（検査前日が祝日の場合はさらにその前日）までに検査機関へ到着した検体となります。

8 検査結果の通知

検査結果は、検査後速やかに検体を供した事業者等へ通知されます。通知方法は、申請時に記載したE-mailアドレスに検査結果を送付します。

9 負担区分

サーベイランスの実施に必要な資材のうち、県が支給するもの以外の資材は事業者等の負担で用意していただきます。（実施要領第13条）

	項目
支給品	シリンジ、採血管、吸収剤、消毒用スプレーボトル、発泡スチロール箱、保冷剤（100g以上） （備考）医療機器であり、事業者の購入が困難なもの、再利用・廃棄の判断が必要なもの。
事業者等負担品	厚手ペーパータオル、2重チャック付き袋、ゴム手袋、梱包緩衝材、マジックペン、ガムテープ、その他資材 （備考）市販品であり、使い捨てのもの。

10 記録の保管

事業者等は、手引きに基づき解体処理する個体1頭ごとに、手引きに定める「施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策チェックシート」を作成し、3年間保管しなければなりません。また、チェックシートの提示を求められた場合、速やかに提示しなければなりません。（実施要領第14条）

11 情報収集

事業者等は、県ホームページ等により、捕獲しようとする地域における豚熱発生状況や手引きの改正等があった場合について、的確な情報収集に努めなければなりません。（実施要領第15条）

富山県内の豚熱に関する情報

<https://www.pref.toyama.jp/1612/kurashi/seikatsu/shokuseikatsu/kj00020094.html>

※年間検査スケジュールも公表されています。

12 不測の事態発生時等の取扱い

事業者等の責めに帰すべき事由いかんにかかわらず、事業者等が提供した検体が検査不適となった場合は、陽性個体と同様にシビエ利用せず適切に廃棄してください。検査不適となったことにより、事業者等に損害が発生した場合でも、県はその費用を負担しません。（実施要領第12条）

また、不測の事態により、スケジュールどおりに検査が実施できなくなったことにより、事業者等に損害が発生した場合でも、県はその費用を負担しません。（実施要領第16条）